

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和3年9月30日(2021.9.30)

【公開番号】特開2021-10440(P2021-10440A)
 【公開日】令和3年2月4日(2021.2.4)
 【年通号数】公開・登録公報2021-005
 【出願番号】特願2019-125015(P2019-125015)
 【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2015.01)

A 6 3 B 102/32 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 D

A 6 3 B 53/04 A

A 6 3 B 102:32

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月23日(2021.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ソール部を備えた中空構造の金属製のヘッドを有するゴルフクラブであって、
 前記ヘッドの内面には、前記ソール部の中央領域に中央厚肉部が、前記ヘッドのバックからトゥ側及びヒール側に延びるように外周厚肉部がそれぞれ形成されると共に、前記中央厚肉部と前記外周厚肉部を連結するリブが形成されていることを特徴とするゴルフクラブ。

【請求項2】

前記中央厚肉部は、ヘッドの重心の下に形成されていることを特徴とする請求項1に記載のゴルフクラブ。

【請求項3】

前記リブは、前記中央厚肉部から外周厚肉部に向けて略放射状に延びるように複数形成されていることを特徴とする請求項1又は2に記載のゴルフクラブ。

【請求項4】

前記中央厚肉部と外周厚肉部の重量比は0.7以上であることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載のゴルフクラブ。

【請求項5】

前記外周厚肉部は、トゥ側の領域よりもヒール側の領域が広く形成されていることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載のゴルフクラブ。

【請求項6】

前記中央厚肉部の投影面積は、ヘッドの投影面積に対し、10～25%の範囲で形成されていることを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載のゴルフクラブ。

【請求項7】

前記中央厚肉部の平均肉厚は、前記外周厚肉部の平均肉厚よりも厚いことを特徴とする請求項1から6のいずれか1項に記載のゴルフクラブ。

【請求項8】

前記ヘッドの体積は200cc未満であることを特徴とする請求項1から7のいずれか

1 項に記載のゴルフクラブ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記した目的を達成するために、本発明に係るゴルフクラブは、ソール部を備えた中空構造の金属製のヘッドを有しており、前記ヘッドの内面には、前記ソール部の中央領域に中央厚肉部が、前記ヘッドのバックからトゥ側及びヒール側に延びるように外周厚肉部がそれぞれ形成されると共に、前記中央厚肉部と前記外周厚肉部を連結するリブが形成されていることを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

前記本体 3A の内面には、ソール部 10 の中央の一定領域に中央厚肉部 10a が形成されている。また、本体 3A の内面には、前記中央厚肉部 10a の周囲に、それよりも薄肉の周辺領域 10b を介在して、バックからトゥ側及びヒール側に延びる外周厚肉部 10c が形成されている。この場合、前記中央厚肉部 10a は、トゥ・ヒール方向に長い略矩形状に形成されており、前記外周厚肉部 10c は、略 U 字状に形成され、バック部 12a の内面からトゥ部 12b 及びヒール部 12c の内面にかけて形成されている。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

すなわち、外周厚肉部 10c は、トゥ側及びヒール側では、ソール部 10 に形成された中央厚肉部 10a と距離をおいて、ソール部の内面からサイド部の内面に沿って上昇するように形成されると共に、バックからトゥ側及びヒール側に向けて略 U 字状に延びるように形成されている。この場合、外周厚肉部 10c のトゥ側及びヒール側の先端 10e, 10f は、本体 3A の投影面で最も後端位置となるバック位置 P1 と最もトゥ側に膨出したトゥ側位置 P2 との間の中間位置で終端し、かつ、前記バック位置 P1 と最もヒール側に膨出したヒール側位置 P3 との間の中間位置で終端している。